

1 建設現場等の遠隔臨場

建設現場等の遠隔臨場は、受発注者における効率的な時間の活用による現場等臨場作業の効率化として、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」等を行うものである。

2 対象工事

本工事は、遠隔臨場の対象工事とする。

工事契約後に、受注者から希望があり、必要とする機器の準備と運用が可能でかつ効果が期待できる場合は、受発注者で協議し、遠隔臨場を実施するものとする。

また、発注者が遠隔臨場の実施を必要と認めた場合についても、受発注者で協議し、遠隔臨場を実施するものとする。

3 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会等での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等）により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して確認するものである。

実施内容については、受発注者との協議により実施するものとする。

なお、動画撮影用のカメラの使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画確認用スマートフォンや既に使用しているWeb会議システム等を含め、詳細については、受発注者の協議により決定するものとする。

(3) 費用

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用については、原則、受注者負担とする。

なお、発注者が準備しているスマートフォンの機器及び通信費については、発注者負担とする。

また、発注者が遠隔臨場の実施について書面で指示した場合の費用については、技術管理費に積み上げ計上し（すべての間接費の対象としない）、請負代金額を変更する。

4 その他

本特記仕様書に定めのない事項については、受発注者で協議の上、決定するものとする。